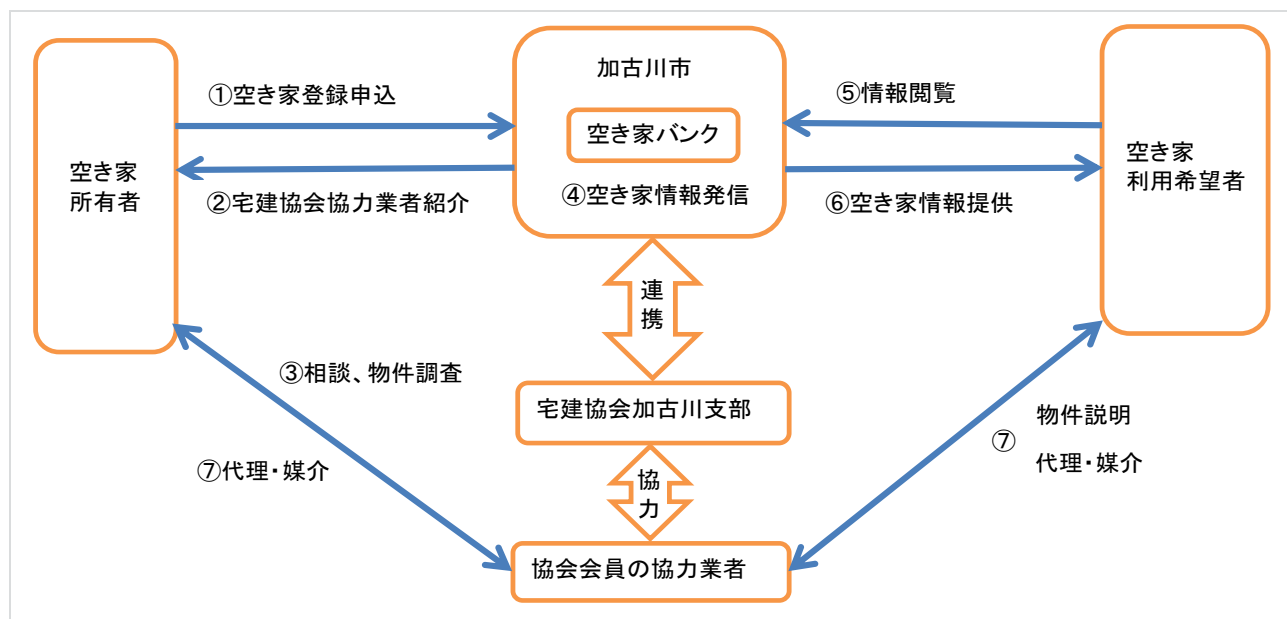


<空き家バンクの流れについて>



- ① 売却や賃貸を希望される所有者が、空き家バンクへ登録申込みを行い、市は空き家が一定の要件を満たしている場合、空き家バンクに登録します。
※詳しくは「空き家バンクへの登録について」でご確認ください。
- ② 仲介業者の紹介を希望される所有者には、宅建協会加古川支部会員の協力業者リストにより紹介します。
- ③ 売却や賃貸に向けた具体的な相談や物件調査等は協力業者に行っていただきます。
- ④ 空き家バンクに登録した空き家については、市のホームページ等で情報発信します。
- ⑤ ホームページに掲載した空き家の利用を希望される方が、加古川市住宅政策課へ電話又は窓口で問合せを行います。
- ⑥ 市は、希望する空き家の媒介事業者の連絡先を提供します。
※詳しくは「空き家の利用について」でご確認ください。
- ⑦ 協力業者に代理・媒介を行っていただきます。

(注意事項)

- ・ 加古川市では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等についての媒介行為は行いません。
- ・ 契約に関するトラブル等については、当事者間で解決をお願いします。
- ・ 登録物件についての各種法令等の適合状況については、市では責任を負いませんので、所有者と利用希望者の当事者間で十分ご確認ください。
- ・ 売買、賃貸借については、専門的な知識・技術のある宅地建物取引業者に仲介等を依頼することをお勧めします。なお、その際には、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要になります。